

第3回アジア国際法学会北京大会報告公募について

第3回アジア国際法学会北京大会が2011年8月27日・28日に北京で開催されます。「アジアと国際法：新たな時代」と題する同大会の趣意書の骨子は、以下のとおりです。

.....

アジアの人々、国家、社会は、幾世紀に渡る交流を通じて、複雑な外交関係、広範な貿易取極、外国人の待遇や紛争解決に関するルールを形成してきた。アジアの偉大な宗教や哲学は、統治者・被統治者の関係、社会と経済、対外行動、戦争と平和といった重要な論点にかかわる原理・原則を発展させてきた。16世紀において、アジアの多くの社会は、世界の中でも強力で、繁栄し、技術的に先端を行く社会だった。

欧州帝国主義のアジアへの進出は、そのようなアジアの社会を根底から揺さぶるものだった。国際環境は激変し、アジア独自の制度、伝統、習慣が、より劣った未成熟なものとなみなされるようになった。さらにアジアの社会は、自らが形成に参加していない国際ルールに従うことを余儀なくされた。その国際ルールとは、欧州列強が自らの拡大・支配を正当化するために作成したルールだった。

そのような状況の中で、アジア諸国は、アフリカ諸国やラテンアメリカ諸国とともに、国際法を世界のさまざまな文明や社会をより適切に代表する法に変革しようと絶えず努めてきた。非同盟諸運動を生み出した1955年のバンドン会議は、アジア・アフリカの人々の声を国際社会の中により響かせようとする重要な試みだった。

現在、国際社会は新たな時代に入った。地球規模での力の配分が目に見えて変動し、アジアは再びダイナミックで繁栄した革新的な地域になっている。同時にアジアは多様であり、独自の文明がいくつも存在し、諸国間の貧富の格差は大きく、諸国間に緊張が存すると共に、多数の人々が抑圧、貧困、環境悪化、戦禍に苦しんでいる。

アジア国際法学会北京大会は、このような文脈の中で開催される。その目的は、アジアの人々や国際社会が直面している多くの問題を考察することであり、考察の対象となるのはアジア諸国の実行、地域的发展、国際法のアジア的伝統、国際法をアジア社会の要求と成長する経済に適合させる試み、などである。同時に本大会では、アジア的文脈に限られない、より広い視野からの国際法的发展も考察の対象にしたい。本大会が地球的正義、平和、繁栄という国際法の究極目標に寄与することを願っている。

.....

個別テーマとしては以下の14のテーマがあげられています。

(1)海洋法；(2)気候変動と開発；(3)災害対処と国際法；(4)人権、主権、アジア；(5)国際刑事法の発展；(6)人の移動；(7)武力紛争；(8)地域的取極とFTA；(9)アジアにおける国際訴訟・仲裁；(10)知的財産；(11)国内裁判所における条約および外国法の効果；(12)アジアの裁判官および法律家の国際法への貢献；(13)国際法へのアジア的、第3世界的アプローチ；(14)アジアにおける国際法の研究教育

同大会の報告公募 (call for papers) が発表されました。次の URL をご覧ください。

<http://law.nus.edu.sg/asiansil/doc/AsianSIL%20Call%20For%20Papers%20-%202010.pdf>

応募者は600字の報告要旨を今年12月1日までに提出することが必要です。報告者に選出された人は、来年6月1日までに、6000字～8000字のフルペーパーを提出することが求められます。皆様、奮ってご応募ください。